

令和5年第2回太地町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和5年6月14日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（10名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	7番 三原勝利君
8番 筋師光博君	9番 花村計君
10番 福田忠由君	11番 水谷育生君

欠席議員（0名）

なし

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総括課長 久保亨一君
総務課長 由谷陽久君	総務課副課長 森本直樹君
総務課主査 和田正希君	住民福祉課長 下津公広君
住民福祉課企画員 稲藪江美君	産業建設課長 山下真一君
産業建設課副課長 脊古景君	産業建設課主査 井上正哉君
くじらの博物館長 稲森大樹君	くじらの博物館副館長 中江環君
教育長 宇佐川彰男君	教育次長 漁野文俊君
教育委員会主幹 櫻井敬人君	

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 1 号 太地町税条例の一部改正
- 日程第 5 承認第 2 号 令和 4 年度太地町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 6 承認第 3 号 令和 4 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 承認第 4 号 令和 4 年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 承認第 5 号 令和 4 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 承認第 6 号 令和 4 年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 承認第 7 号 令和 5 年度太地町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 同意案第 2 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 12 同意案第 3 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 13 同意案第 4 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 14 同意案第 5 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 15 同意案第 6 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 16 同意案第 7 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 17 報告第 1 号 令和 4 年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書
- 日程第 18 議案第 17 号 太地町税条例の一部改正
- 日程第 19 議案第 18 号 太地町立くじらの博物館条例の一部改正
- 日程第 20 議案第 19 号 財産の取得
- 日程第 21 議案第 20 号 財産の無償貸付
- 日程第 22 議案第 21 号 財産の無償貸付
- 日程第 23 議案第 22 号 町道路線の認定
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 5 年度太地町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 24 号 令和 5 年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 25 号 令和 5 年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議員派遣の件
- 追加日程第 1 各常任委員会の閉会中の継続調査

日程第 28 一般質問

△開 会 午前 9時00分

○議長（水谷育生君）

開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。花村委員長。

○9番（花村 計君）

報告いたします。去る6月12日、午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和5年第2回太地町議会定例会運営について審議いたしました。会期は、本日より6月19日までの6日間とし、6月17日、18日を休会とします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりであります。なお、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行い、終了後、一般質問を行います。日程終了次第、閉会といたします。以上、報告を終わります。

○議長（水谷育生君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。全議員が出席しております。ただいまから、令和5年第2回太地町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

△日程第1 会期の決定

○議長（水谷育生君）

日程第1 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日から6月19日までの6日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月19日までの6日間に決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（水谷育生君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、海野好詔君及び5番、久原拓美君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（水谷育生君）

諸般の報告をいたします。本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありまし

た者の職氏名一覧表をお手元に配付しております。本定例会に付議されております議件は、太地町税条例の一部改正ほか23件です。次に、閉会中の議会関係の行事や会議等については、お手元に配付しているとおります。次に、各常任委員長より報告事項があれば、順次報告願います。総務厚生常任委員会委員長、久原委員長。

○5番（久原拓美君）

総務厚生常任委員会では、5月10日、午後1時30分より委員会を開催しました。案件については、町有財産の管理について、執行部より説明を受けております。以上です。

○議長（水谷育生君）

産業建設常任委員会委員長、塩崎委員長。

○6番（塩崎伸一君）

産業建設常任委員会も5月26日、午後1時30分より委員会を開きました。事件につきましては、くじらの博物館の運営についてということで、稲森館長より説明を受けました。以上です。

○議長（水谷育生君）

議会運営委員会委員長、花村委員長。

○9番（花村 計君）

議会運営委員会より、特に報告事項はございません。

○議長（水谷育生君）

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（水谷育生君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さん、ご苦労さまです。令和5年第2回太地町議会定例会開催に当たり、議員各位には、お集まりいただき、ありがとうございます。今定例会に提案いたしました案件は、承認7件、同意案6件、報告1件、議案9件の計23件であります。詳細につきましては、担当者より説明いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（水谷育生君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第4 承認第1号

○議長（水谷育生君）

日程第4 承認第1号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和5年3月31日付で専決処分させていただいている、太地町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。令和5年度税制改正により、太地町税条例の上位法である地方税法などが改正されました。これに伴い、太地町税条例を改正し、令和5年4月1日より施行する必要が生じたので、この改正条例を専決処分させていただいております。改正内容は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正、わがまち特例の追加、既存の特例措置の延長や終了に伴う改正、その他、条項のずれ等に対応する規定の整備です。新旧対照表をご覧ください。1ページから4ページまでの第46条、第48条、第50条、第98条、第101条については、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正です。4ページの附則第8条については、肉用牛の売却に係る事業所得の課税の特例措置が延長されたことによる改正です。5ページから7ページまでの附則第10条、附則第10条の2第25項までの規定については、地方税法の改正に伴う条項のずれに対応する規定の整備です。7ページの附則第10条の2第27項は、地方税法で定める特定マンションがわがまち特例の対象施設に追加されたことに伴う改正です。その下の附則第10条の3第11項は、特定マンションとしてわがまち特例を受ける場合に提出すべき書類についての規定の追加と、項ずれに対応する規定の整備です。9ページの附則第15条の2、第15条の6については、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置が終了したことによる規定の整備です。10ページの附則第16条第2項は、電気自動車のグリーン化特例が延長されたことによる規定の整備です。第3項から、12ページの第6項までは、電気自動車以外の乗用自家用車、貨物用自家用車、貨物用営業用車のグリーン化特例が終了したことによる規定の整備です。第7項、第8項、これは改正後の第3項、第4項になる項なのですが、乗用営業用車のグリーン化特例が延長されたことによる規定の整備です。附則第16条、そして次の附則第16条の2については、これらの改正により生じる項ずれ等に対応する規定の整備をしております。最後に、14ページの附則第17条の2です。優良な住宅地として供給、または地方公共団体等の公的な土地取得の促進に資すると認められる土地等の譲渡に係るものへの現行の特例措置が延長されたことによる改正です。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

資料の1ページの第46条の第5号の15の2様式というのと、それから48条の第22号の4の2様式、3ページの98条の第34号の2の5の2様式というのと、それから、ちょっと説明してくれたように思うんやけど、4ページの令和6年から令和9年に変更になった理由、7ページの一番下の法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションとは、どういうマンションなのか。それから、8ページの上から3行目、施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類というのは、どういう書類なのか。それと、13ページの中に、改正後の中にこの1万800円というのが記載されていないんですけども、これはなくなったんですか。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、1ページから3ページまでの様式についてなんですが、こちらの様式は個人住民税の特別徴収分や法人町民税、たばこ税などの税目に対する納付書の様式になるんですが、こちらの様式にQRコードを印字するスペース、ここにQRコードを印字してくださいというようなスペースが設けられたことによる改正です。続いて、8条の令和6年度から令和9年度まで肉用牛の売却について、どうして延びたかということなんですが、こちらは肉用牛の売却による事業所得については、肉用牛の飼育、そういうのを促進していくということで設けられている特例措置になりまして、その特例措置を引き続き続けていくということを国が判断しましたので、令和9年度まで3年間延びております。続いて、7ページの特定マンションなんですが、こちらは新築されてから20年以上経過したマンションで、マンション管理適正化法による助言、指導を受けたもの、または同法に規定する管理計画認定マンション、このどちらかで令和5年4月から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模な修繕工事を行ったもの、これが特定マンションとして提示されております。続いての8ページの施行規則附則7条第16項各号に掲げる書類なんですが、こちらについては、今申し上げました特定マンションを証明するような20年以上経過しているものとか、助言、指導を受けているマンションであるとか、管理計画の認定されているマンションであるということを証明するような書類を提出するよう規定されております。続いて、13ページのところで、軽自動車税の1万800円、この規定がなくなって消えているということなんですが、こちらの附則、10ページにありますように、これ附則第16条の規定になるんですが、こちらの規定については、本則ではなく附則で軽自動車税の特例を定めている規定になりまして、1万800円というものは本則で定める通常の料金になります。そのため、ここには記載されておられません。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

4ページの肉用牛の売却、これ太地町に該当する人はおるのかということと、マンションも太地町に該当するマンションはあるのかということと、1万800円は変わらないということで、これ乗れば乗るほど一番高い税金払わなあかんという、こんな悪法ないと思うんで、太地町だけ元の8,000円ぐらいやったかな、戻せやんのですか、太地町だけ。自動車を乗れば乗るほど、大事にすれば大事にするほど高い税金を取るというのは、こんな悪法ないと思うんで、もし戻せたらね、僕戻してほしいと思いますよ。この3点だけ、ちょっとお願いします。

○議長（水谷育生君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、肉用牛と特定マンションについての該当の方が太地町内にいらっしゃるかどうかということなんですが、太地町にはいらっしゃいません。軽自動車税について、太地だけ重課措置としてあげられている金額を下げられないのかということなんですが、私も古い自動車を大切に乘ってる1人なんですが、そうしたいのはやまやまですが、法で規定されているもので町でやることはできません。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから承認第1号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第5 承認第2号

○議長（水谷育生君）

日程第5 承認第2号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和5年3月31日付で専決処分させていただいている、太地町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明いたします。この補正予算は、繰越明許費の設定、地方債限度額の補正、基金積立金の計上を行うものです。1ページをお願いします。この補正予算は、9,272万円を追加し、予算総額を41億304万6,000円とするものです。第1条にその旨規定しております。また、第2条には繰越明許費の補正について、第3条には地方債の補正について、それぞれ規定しております。7ページをお願いします。繰越明許費の補正です。森浦湾くじらの海整備事業の掛地区駐車場整備を514万8,000円、大東地区避難場所整備事業を650万円、固定資産税システム改修事業を27万5,000円、合わせて1,192万3,000円を繰越明許費の限度額として設定いたしました。掛地区駐車場整備については、くじらのモニュメントから国道に向かって100メートルほど進んだところのちょうどカーブのところの土地なのですが、建物を取り壊した後、その補償費を支払うことになっていました。年度内ぎりぎりでの取り壊しが完了する予定でしたが、その目途が立たなくなったことから設定したものです。大東地区避難場所整備事業については、岩門をくぐった奥の高台に避難場所を整備するものですが、こちらも同様に年度内ぎりぎりの完了予定でしたが、その目途が立たなくなったことから設定したものです。固定資産税システム改修事業については、農地、山林の評価システムを構築する事業ですが、当初、令和3年度までの異動を反映させた状況でシステムを構築し、でき上がったシステムに令和4年度の異動を入力していく予定でしたが、他の市町村に先駆けての取組だったためか、思いのほか時間を要したため、システム会社と協議の上、繰越しをして令和4年度の異動状況も反映させた上でシステムを構築することとしました。そのため、先の3月議会において繰越明許費の補正を行うべきところでしたが、その補正が漏れていたため専決により対応させていただいた次第です。申し訳ございません。歳入歳出予算についてですが、基金積立金を確保するため、歳入予算においては最新の見込み額に合わせ増額し、歳出予算においては不用額を減額しております。主なものについてご説明いたします。11ページをお願いします。固定資産税の増額は、当初収納率93%で見込んでいたものが98%だったことによるものです。地方消費

税交付金の増額は、消費税の税収額が多かったため、景気を下支えするための新型コロナ対策の効果と思われます。地方交付税の増額は、普通交付税が臨時経済対策としての追加交付があったため、特別交付税は当初予算を低く設定していたためです。14ページをお願いします。一番下の寄附金です。年度末の状況から、一般寄附金、ふるさと納税、企業版ふるさと納税であるまち・ひと・しごと創生事業寄附金、合わせて3,905万1,000円の増額です。15ページをお願いします。過疎債です。追加協議である二次協議や最終協議において増額できた分を計上しております。20ページをお願いします。基金積立金です。当初、財政調整基金を2億円、ふるさと創生事業基金を2,000万円、減債基金を1億3,829万3,000円、合わせて3億5,829万3,000円、約3億6,000万円の取り崩しをしました。令和4年度については、9月のときの2号補正と今回の補正を合わせて4億円を積み戻しました。積み戻しの内訳は、財政調整基金とふるさと創生事業基金については、取り崩し額と同額を、減債基金については、取り崩し額より約4,000万円増額した1億8,000万円を積み戻しました。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

12ページの民生費負担金の保育所運営受託料ですか、199万6,000円についての説明をお願いします。18ページの一番上の男女共同参画計画策定事業、これ当初予算は幾らやったのか。19ページの一番上の負担金補助及び交付金、防災諸費ですね。これ約1,000万円の減額になっとるんですけども、防災、防災と言われている割には1,000万円の減額ということで、これどういう理由が考えられるのか、防災意識がないのか、太地町民は防災意識がないのか、1,000万円といたら非常に大きいですよ。この減額の理由をお願いします。以上です。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

12ページの保育所運営受託料なんですけれども、他町村からの受入れの園児数が増えたことによるものです。以上です。

○議長（水谷育生君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

18ページの委託料、男女共同参画計画策定業務委託料の当初予算の額は341万円です。以上です。

○議長（水谷育生君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

19ページの負担金補助の防災関連の減額の話ですけども、まちとしてもいろいろ大きな減額というのは、各種補助金の予定していた額よりも申請が少なかったということで減額しておるんですけども、いろいろ広報等で周知はしてたんですけども、なかなか申請が思いのほか来なかったというところで減額となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

まず、14ページ、一般寄附金、これは何件で、もしどこからというのが言えるのであれば言っていただきたいと思います。ふるさと納税は、全体で納税額幾らなのかということ。それから、まち・ひと・しごと創生事業寄附金、全体で幾らで何件なのか。それから20ページ、太地町基金積立、これ先ほど説明していただいたんですけども、太地町財政調整基金、これを積んで全体で幾らになったのか。減債基金も私も言わせていただいたと思うんですけども、やはり増やしていただいている、これはありがたいと思います。それで、全体で最後幾らになるかということと、ふるさと創生も同じでお願いします。そして、24ページ、18の負担金で紀南学園分担金が180万円の減額、これの減額は何なのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

私のほうから14ページの一般寄附金、ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生事業寄附金についてお答えいたします。一般寄附金につきましては、合計3件、金額にして1,204万4,934円の寄附がありました。太地町漁業協同組合様より、合計件数にして2件、個人の方より1件の合計3件であります。ふるさと納税につきましては、寄附総額1億5,053万7,500円であります。次に、企業版ふるさと納税ですが、全体で寄附件数4件ございまして、こちらのほうが467万円となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

20ページの基金の残額なんですけど、財政調整積立基金、こちらが5億245万6,918円となっております。減債基金なんですけど、5億558万5,529円となっております。

ふるさと創生事業基金なのですが、5,491万2,243円になっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

24ページの紀南学園分担金なんですけれども、こちらは紀南学園の新園舎の工事を進めていく上で、建設予定地より水が出てきてしまったため、工事に遅れが出ました。これにより、分担金を一度まちに戻していただくというようなことで、そういうことで減額になっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

資料18ページの説明の下から3行目、地域防災計画改定業務委託料が167万円の減になっておりますが、この理由を教えてください。それから、19ページの防災に関する諸費、今、漁野議員からも指摘がありましたが、残念ながら1,200万円の減になってます。これ、私コロナが収束し始めてから、毎月のようにいろんな自治体から防災講演を依頼を受けてやってるんですが、そのときにもちょっと苦言を呈したんですが、県の補助事業に関して基礎自治体の広報活動が、やはりちょっと足りないんじゃないかというふうに指摘をさせていただいております。これ、実感として私感じております。この辺の今年度のさらなる対策をお聞きしたいと思います。20ページ、説明の上から2行目の移住者支援事業助成金がマイナス100万円になってます。これ、実は昨日も数か月前に太地町に移住してきた、家族5人で移住してきた若者家庭が私の事務所にやってまいりまして、せっかく移住したけど支援制度がよく分からないということで相談に見えました。もともとこの事業はどういうことを予定してたのかを教えてくださいたいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

18ページ、下から三つ目の地域防災計画の減額の理由でございます。当初の段階では、いろいろ打ち合わせの回数であったりとか、そういった使用を考えて見積もりを組んでおりました。結果的には、そういうコロナもありまして、ちょっと回数をWEBにしようとか、そういったところで必要額が多少抑えられましたので、そのあたりの不用額で減額となっております。19ページの各種防災の補助の関係の広報の部分ですけども、私ももうちょっと工夫せないかなというのは思っております。広報だけじゃなくて、やっぱりそういうあらゆる機会を通じて町民に周知をしていかなければならないと。また、その必要性というのか、

ほかの地域で起こっている災害とか、そういった事例とかを想像してもらいながら、ちょっとそういう工夫がやっぱり必要やと思っていますので、そのあたり考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（水谷育生君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

私のほうからは、20ページの2行目の移住者支援事業助成金の件でございますが、この事業補助金につきましては、和歌山県が推進している事業でございます、幾つか条件はあります。東京23区や東京圏から太地町に移住したときに2人世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円を補助する事業となっております。一応、条件としまして県のほうの起業支援補助金を交付を受けた場合にこの補助がもらえるというような内容になってございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

19ページの防災費の補助金制度について、これ、私4月に和歌山市の本庁の防災課にコロナが収束に向かいつつあるので、県として防災活動を今後どういうふうに進めていくのか。例えば、自主防災用の支援制度やなんか、県がこの3年間ストップしてあったんですね。これが再開するかどうか。再開したときに、基礎自治体にどういう広報活動をするのか確認に行ってます。相当、県は力を入れておまして、自治体から求めがあればコロナ禍以前よりも増して防災に力を入れたいということで、様々な資料、パンフレットをいただいてまいりましたので、ぜひ、これに関しては県と厳密に、緊密に連絡をとっていただきたいと思えますので、もう一度確認をしたいと思えます。それから、20ページの移住者の支援事業、これ、確かに太地町の取組というのは和歌山県のホームページに、今、由谷総務課長が答弁したことが和歌山県のホームページに載っておりますが、これ、私一般質問でも取り上げたいと思えますが、もっとこれ確かに県の事業なんです、受け入れるのは基礎自治体ですから、もっと基礎自治体がきちっと広報していくべきだと思えますので、もう一度ご意見を願います。

○議長（水谷育生君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

防災補助金の件につきましては、県と連携して進めていきたいと思えます。以上です。

○議長（水谷育生君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

移住者支援助成金の関係でございますが、町長におきまして前任の課長から答弁ありましたとおり、移住に関しては、まちの整備が終わってからということですので、それが終わってからいろいろ検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、承認第2号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第6 承認第3号

○議長（水谷育生君）

日程第6 承認第3号、令和4年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

令和5年3月31日に専決処分いたしました、令和4年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第2号）について説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,370万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5億450万4,000円と定めるものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、2ページ

から3ページのとおりとなっております。6ページをお願いいたします。歳入予算の補正です。1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険料は、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、現年度、滞納繰越分を合わせて30万円の増額補正となっております。5款、1項、3目、保険給付費等交付金は、1節、普通交付金で4,370万円を減額、2節の特別交付金で30万円を増額計上しております。7ページをお願いいたします。8款、1項、1目、繰入金は60万円の減額補正となっております。8ページをお願いいたします。歳出予算の補正となります。2款、保険給付費は、1項、療養諸費で2,840万円、9ページの2項、高額療養費で1,520万円、4項、葬祭費で10万円、5項、出産育児諸費160万円、10ページのほうをお願いいたします。6項、移送費で10万円、2款の保険給付費を合わせまして4,540万円の減額補正となっております。5款、保健事業費は、1項、特定健康診査等事業費で100万円、2項、保健事業費で70万円、合わせて170万円の減額補正となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

6ページの保険給付費等交付金の4,340万円の減額の理由についてお願いします。約1割になってくるのかな。それと、9ページの出産育児一時金というのは、今これ幾らやったですか、それ教えてください。2点だけお願いします。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

6ページでございますが、保険給付費等交付金の4,340万円の減額という、こちらの理由なんですけれども、こちら一般療養費、こちらのほうがここ数年間、コロナ禍による受診控え等で給付費等が減額となっております。こちら4年度につきましては、こちらのほうが改善される可能性を考慮しまして、令和元年度の実績をもとに予算措置を行ってまいりました。こちらのほうは、受診控えのほうが続いたことにより不用額が発生したと考えております。9ページ、令和4年度につきましては、42万円となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、承認第3号、令和4年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号、令和4年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第7 承認第4号

○議長（水谷育生君）

日程第7 承認第4号、令和4年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

令和5年3月31日で専決処分をいたしました、令和4年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）について説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正として、第1条にて歳入歳出それぞれ1,433万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5億1,388万5,000円とするものです。2項にて、歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページのとおりとなっております。7ページをお願いいたします。歳入に係る主なものでございます。4款、1項、1目、国庫負担の介護給付費負担金は、実際の交付金額と予算計上の差額による250万5,000円の減額であります。8ページをお願いいたします。2項、1目、調整交付金は、116万1,000円の減額です。地域支援事業交付金の2目、介護予防事業、3目、包括的支援事業・任意事業合わせて144万9,000円の減額であります。5款、1項、支払基金交付金につきましても、こちら実際の交付額と予算の差額でございまして、1目、介護給付費交付金、359万1,000円の減額など合わせまして367万3,000円の減額であります。9ページをお願いいたします。6款、1項、1目、県負担金の介護給付費負担金につきましては、181万6,000円の減額です。10ページをお願いいたします。10款、1項、1目、介護給付費繰入金は、166万円の減額、4目、その他一般会計繰入

金は、事務費等繰入金、114万円の減額となっており、一般会計からの繰入金につきましては、391万6,000円の減額でございます。11ページをお願いいたします。13款、4項、7目、雑入ですが、介護予防サービス計画作成料に係る介護予防サービス費他収入で38万円の減額と、介護予防利用料44万9,000円の減額で、合わせて82万9,000円の減額であります。12ページをお願いいたします。歳出に係る主なものになりますが、1款、1項、1目、一般管理費で114万円の減額となっております。2款、1項、1目、介護サービス給付費につきましては、居宅介護サービス給付費、1,000万円、施設介護サービス給付費、300万円の減額となっております。13ページをお願いいたします。4項、2目、高額介護サービス費、5項、2目、高額医療合算介護予防サービス費、6項、3目、特定入所者介護サービス等費は、実績がなく、それぞれ10万円の減額となっております。14ページをお願いいたします。5款、2項、介護予防事業費は、配食サービス事業委託料の26万円の減額のほか、31万円の減額となっております。3項、包括的支援事業・任意事業費につきましては、1目、一般管理費の13節、使用料及び賃借料、44万円の減額等、111万円の減額でございます。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

1点だけ、10ページの繰入金の4目、その他一般会計繰入金の114万円の減額の理由をお願いします。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

10ページの事務費等繰入金の減額の理由でございますが、こちらは12ページのほうを一度ご覧ください。こちらのほうの役務費の主治医意見書、30万円、こちらのほうはコロナウイルス感染症拡大の防止観点から臨時的な取扱いといたしまして、認定調査を受けることが困難な場合は、認定期間の延長を申し出ることができる制度がございまして、そのため、主治医意見書の作成が不要となり、件数減ということとなっております。また、負担金補助及び交付金の介護保険認定審査会共同設置負担金、こちらのマイナス45万円ということなんですけれども、こちらの認定審査が書面等で行われたということがございまして減額となっております。こちらの減により事務費等の繰り入れがなくなったということになります。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、承認第4号、令和4年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号、令和4年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第8 承認第5号

○議長（水谷育生君）

日程第8 承認第5号、令和4年特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（水谷育生君）

説明を願います。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

令和5年3月31日に専決処分いたしました、令和4年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第2号）について、説明いたします。1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ110万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億2,329万2,000円とするものです。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、2ページから3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。6ページをお願いします。歳入予算の補正です。4款、1項、一般会計繰入金ですが、事務費繰入金、58万円、保険基盤安定繰入金、21万円、療養給付費繰入金、31万円をそれぞれ減額し、合計110万円の減額です。7ページをお願いします。歳出です。1款、1項、一般管理費、30万円、2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、療養給付費等の減額が52万円、5款の予備費、28万円を合わせまして、歳出に係る補正額合計は110万円となります。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

討論を終わります。これから、承認第5号、令和4年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第2号)の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

異議なしと認めます。したがって、承認第5号、令和4年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第2号)の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第9 承認第6号

○議長(水谷育生君)

日程第9 承認第6号、令和4年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算(第3号)の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(水谷育生君)

説明をお願いします。山下産業建設課長。

○産業建設課長(山下真一君)

令和5年3月31日付で専決処分させていただきました、令和4年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算(第3号)について説明させていただきます。1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,565万3,000円と定めております。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。6ページをお願いいたします。4款、1項、1目、繰入金は、一般会計繰入金、200万円の減額です。会計の収支状況を踏まえ減額させていただいております。7ページをお願いいたします。1款、1項、2目、維持管理費、需用費より施設修理費は大口修理が少なかったため、100万円の減額をさせていただいております。次の12節、委託料、下水汚泥処理委託料は、実績な

どを踏まえ予算を計上しておりましたが、汚泥の減少により100万円減額しております。
以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、承認第6号、令和4年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、承認第6号、令和4年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第10 承認第7号

○議長（水谷育生君）

日程第10 承認第7号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和5年5月9日付で専決処分させていただいている、令和5年度太地町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。食費等の物価高騰の影響により、損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、全額国庫負担により特別給付金を支給することになりました。この給付については、早急な対応を国が求めていたことから、専決により補正した次第です。近隣市町村においても、同様の対応をしています。1ページをお願いします。この補正予算は、263万8,000円を追加し、予算総額を31億1,162万1,000円とするものです。第1条にその旨規定しております。7ページをお願いします。児童福祉

振興費として、この給付事業に要する経費を計上させていただきました。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

6ページの新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金というのは、どういう交付金なんですか。それと、7ページの給付金200万円ということになってますけど、これ何世帯ですか。条件というか、低所得者というのは町民税非課税ということですか。その3点お願いします。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

交付金なんですけれども、目的としましては、食費等物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的とされた交付金となっております。こちら、対象世帯としましては、40人を見込んでおります。こちらは、住民税非課税世帯が対象となります。以上です。

○議長（水谷育生君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

40人ということは、40世帯ということですか。40人と言うたんですけど、ここ世帯になってあるけど、40世帯ですか、40人ですか。2人おったら10万円になるんですか。40人と40世帯じゃ違うように思うんですけど、これ説明、1人5万円ということですか。その辺説明してください。たった5万円で大丈夫なんですか。それお願いします。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

すいません、こちら人になります。1人当たり5万円の給付となります。

○議長（水谷育生君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

子供2人おったら10万円ということですか。5万円で十分なんですか、1人。その辺ちょっと。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちら1世帯に2人お子様がいらっしゃれば2人分ということになります。5万円で十分なのかというところなんですけれども、この後の議案にもございます、こちらもまた非課税世帯に対する給付等もまた別にございますので、そちらのほうでカバーできたらなと思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

6ページと7ページの支援金なんですが、これ住民税非課税であれば申請手続は不用なのかというのが一つと、後、これ議会承認後はどういう広報を考えているのでしょうか。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちら、令和4年度中に実施しました、子育て世帯生活支援特別給付金という、こちらの支給対象になった方につきましては、もう既に、こちら25名の方に対しては5月29日に支給のほうは済んでおります。この後、対象となった方につきましては、随時、受付のほうを行いたいと思っております。7月1日付の広報たいじのほうでも広報はさせていただく予定となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、承認第7号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時31分

○議長（水谷育生君）

再開します。

△日程第11 同意案第2号

○議長（水谷育生君）

日程第11 同意案第2号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

東紀明さんが適任であると認めて提案するものであります。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

東さんの経歴と、ここに生年月日があるんですけども、年齢をお願いします。

○議長（水谷育生君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

まず、経歴を申し上げます。和歌山県職員を退職後、平成15年8月に農業委員に就任され、平成17年8月から現在まで農業委員会会長を務められております。現在、7期目でございます。年齢は80歳です。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、同意案第2号、太地町農業委員会委員の任命について同意

を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

異議なしと認めます。したがって、同意案第2号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

△日程第12 同意案第3号

○議長(水谷育生君)

日程第12 同意案第3号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(水谷育生君)

説明をお願いします。三軒町長。

○町長(三軒一高君)

細野英伸さんが適任であると認め提案するものであります。以上です。

○議長(水谷育生君)

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。1番、漁野君。

○1番(漁野尚登君)

細野さんの経歴と年齢をお願いします。

○議長(水谷育生君)

山下産業建設課長。

○産業建設課長(山下真一君)

果樹栽培等に従事され、平成23年7月に農業委員に就任、平成26年7月から現在まで農業委員会副会長を務められております。現在、4期目でございます。年齢は64歳です。以上です。

○議長(水谷育生君)

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

討論を終わります。これから、同意案第3号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、同意案第3号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

△日程第13 同意案第4号

○議長（水谷育生君）

日程第13 同意案第4号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、久原拓美君の除斥を求めます。

(5番 久原拓美君 退場)

○議長（水谷育生君）

事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

久原拓美さんが適任であると認めて提案するものであります。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

久原さんの経歴と年齢をお願いします。

○議長（水谷育生君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

経歴を申し上げます。平成9年8月、町議会議員に就任、議会からの推薦で平成11年8月から農業委員を務められております。その間の平成11年8月から平成15年5月まで、農業委員会副会長、平成15年6月から平成17年8月まで農業委員会会長を務められております。現在、8期目でございます。年齢につきましては74歳です。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

討論を終わります。これから、同意案第4号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

異議なしと認めます。したがって、同意案第4号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。久原拓美君の除斥を解きます。

(5番 久原拓美君 入場)

△日程第14 同意案第5号

○議長(水谷育生君)

日程第14 同意案第5号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(水谷育生君)

説明を願います。三軒町長。

○町長(三軒一高君)

坂口佳子さんが適任であると認めて提案するものであります。以上です。

○議長(水谷育生君)

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番(漁野尚登君)

坂口さんの経歴と年齢をお願いします。

○議長(水谷育生君)

山下産業建設課長。

○産業建設課長(山下真一君)

経歴を申し上げます。野菜栽培等を行う傍ら、平成23年7月に農業委員に就任されております。現在まで、4期務められております。年齢は81歳です。以上です。

○議長(水谷育生君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

討論を終わります。これから、同意案第5号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

異議なしと認めます。したがって、同意案第5号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

△日程第15 同意案第6号

○議長(水谷育生君)

日程第15 同意案第6号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(水谷育生君)

説明を願います。三軒町長。

○町長(三軒一高君)

東勝人さんが適任であると認めて提案するものであります。以上です。

○議長(水谷育生君)

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番(漁野尚登君)

東さんの経歴と年齢をお願いします。

○議長(水谷育生君)

山下産業建設課長。

○産業建設課長(山下真一君)

経歴を申し上げます。和歌山県教職員を退職後、平成25年3月まで福祉関係の事業所に勤務されております。平成26年7月より農業委員に就任され、現在まで、3期務めております。年齢は70歳です。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、同意案第6号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、同意案第6号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

△日程第16 同意案第7号

○議長（水谷育生君）

日程第16 同意案第7号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

前田まゆみさんが適任であると認めて提案するものであります。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

前田さんの経歴と年齢をお願いします。

○議長（水谷育生君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

経歴を申し上げます。太地町職員を退職後、平成29年7月より現在まで農業委員を務められております。現在2期目でございます。年齢は64歳です。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

まず、農業委員会に関する法律の第8条第1項では、委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命するとなっています。このように、識見を有しの識見とは日本国語大辞典では、物事を正しく見分ける能力、また、学識等意見、見識と書かれています。同意案第7号で提出されている方は、元役場職員ですよね。私の記憶では、農業分野を担当したことがないと思います。この方の農業に関する識見とはどのようなことですか。まず、これが1点です。第9条第1項、市町村長は、前条第1項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならないとなっています。募集をこれはしましたか。それが2点目の質問です。

○議長（水谷育生君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

まず、識見の話でございますが、確かに農業には、そういう業務には従事はしておりませんが、現在、畑等をやっております。また、行政の知識というのは、現在、農業をどういうふうに振興していくかというふうには、逆に前向きに取り組んでいるというのが、やっぱり評価できる点かなと思います。ですので、この方には新しい目線で農業をとということを見ていただきたいなという思いはございます。2番目の募集なんですけども、各戸配布のときに、太地町農業委員会委員の募集についてということ配らせていただいております。また、ホームページ等でも広報しております。4月7日から5月8日ということを受付期間でうたっております。それを広報しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

いろいろ考え方はあると思うんですが、まだほかにも役場OBでも担当した方もおりますし、そこら辺も考えて、今後考えてしていただきたいというように思います。それともう1点、やはり、今デジタル化で広報するのにインターネットとかってあるんですけども、年配者になるとなかなか見ない部分もありますよね。だから、最近しきりに町内放送もやってくれているんですけども、そこら辺もこういう期間に募集をしますというように、やは

り皆さんが分かるように周知徹底を図っていただきたいというように思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、同意案第7号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、同意案第7号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（水谷育生君）

再開します。

△日程第17 報告第1号

○議長（水谷育生君）

日程第17 報告第1号、令和4年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を行います。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

報告を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和4年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告させていただきます。計算書をご覧ください。令和4年度から令和5年度への繰越明許費として繰り越した金額は、8事業分、合わせて8億8,613万3,000円です。それぞれの特定財源についてご説明しますと、（仮称）国際鯨類施設整備事業の2億6,233万5,000円は県補助金で、

4億9,030万円が過疎債です。大東地区避難場所整備事業は、全て緊急防災減災事業債です。太地漁港整備事業の2,154万3,000円は県補助金で、3,560万円は過疎債です。園地整備事業、これは夏山園地の整備ですが、この3,260万円は過疎債です。町道整備事業の54万6,000円は国庫補助金で、1,920万円は過疎債です。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

報告を終わります。質疑があれば許可いたします。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この8事業について、繰越しする理由をお願いします。

○議長（水谷育生君）

久保総括課長。

○総括課長（久保亨一君）

私のほうから、一段目の（仮称）国際鯨類施設整備事業の繰越し理由につきましては、以前説明させていただいたように、同事業につきましては、令和3年度、令和4年度の債務負担事業でございまして、令和3年事業が令和4年度への繰越し事業となったことによりまして、令和4年度事業の年内予算執行が見込めなくなったということが理由でございまして。次の森浦湾くじらの海整備事業（掛地区駐車場整備）につきましては、先ほど議案にもありましたように、建物及び工作物の補償事業でございまして、地権者の方に建物等を取り壊していただいた後、完了後、支払う補償費でございまして、地権者の方が取り壊し事業業者との調整がうまくつかず、今年度というか、4年度で事業執行ができなくなったためでございます。私にほうから以上です。

○議長（水谷育生君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

私のほうから、上から三つ目、大東地区避難場所整備事業の繰越し理由について申し上げます。もともと現場のほうには石積みがあったわけなんですけども、その前に石積みを撤去するにあたって、想定よりも時間を要してしまったということが理由となります。撤去にあたりましては、はたに民家もあったことから、落石防止の養生など慎重に行う必要があったわけなんですけども、これらに想定よりも時間がかかってしまったということが理由でございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうからは、固定資産税システム改修事業についてご説明させていただきます。先ほどの専決の予算のところでも申し上げましたとおり、これについては農地、山林の評価システムを構築していく事業なのですが、他市町村に先駆けた事業ということもあり、進捗状況がちょっと遅くなった関係で、また、新しい最新の情報に取り入れた上でやっつけようということになりまして繰越しさせていただきました。以上です。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

2トンダンプ購入事業について説明させていただきます。こちらは、部品調達に遅れが出ておりまして、年度内の納品が困難となってしまったためでございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

太地漁港整備事業についてですが、向嶋船揚げ場の改修に係る事業となっております、設計業務が10月中旬に完了しましても、その後、漁業者さんへの説明等を行った後、入札を行い、令和5年1月に契約したんですけども、工事内容から年度内での完了が難しいことから、繰越しの手続きをさせていただいております。次に、園地整備事業ですが、こちらは夏山園地の整備事業となっております、詳細設計を行ったところ、当初予算に不足が生じたため、第5号補正におきまして予算措置をさせていただきました。1月に入札を行い、施工業者は決定しましたが、年度内の事業完了が見込めなかったためとなっております。次に、町道整備事業ですけども、町道常渡線の舗装工事を実施していたんですけども、施工箇所が1か所、一部通行止めの規制を行うことになり、地元の調整が必要となったためとなっております。次に、汐入地区道路拡幅工事につきましては、工事箇所が道の駅たいじの第2駐車場と隣接しているため、国交省との調整に時間を要したことから、こちらも年度内での完了が難しくなったことによるものです。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この大東地区避難場所整備事業、これ令和4年にやっと思ったように思うんですけども、これ650万円丸々繰越ししとるんですけども、業者さんは一部でもくれって言わなんんだんですか、令和4年中に。丸々令和4年に工事しとったのに、令和4年には一銭も払ってないって、これどういう理由でそうなるんですか。工事終了後に、もう650万円全部払うよという契約しとるんですか。その辺ちょっと。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

大東地区の避難路なんですけども、こちら当初契約が440万円でありまして、500万円以上の請負契約になると前払い金の支払いが生じるんですけども、500万円以下ということで、年度内のときにはそういった部分払いというのは行われておりません。また、部分払いのほうも、業者さんから部分払い請求もなかったもので、全額繰越しとさせていただいております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。令和4年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告は以上のとおりであります。

△日程第18 議案第17号

○議長（水谷育生君）

日程第18 議案第17号、太地町税条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例改正は、令和5年度税制改正により、太地町税条例の上位法である地方税法などが改正されたことに伴い行うものです。改正内容は、町民税に係る改正として、扶養親族等申告書の簡素化の改正、森林環境税の徴収開始に伴う改正の2点。軽自動車税に係る改正として、特定小型原動機付自転車として定義された電動キックボードの税率を2,000円とする改正、不正行為を行った自動車メーカーに対して、納税不足額に加算する割合の改正の2点の合計4点です。新旧対照表1ページをお願いします。第34条の9は、個人の町民税について、配当割額または株式等譲渡所得割額で所得割から控除し切れない金額が生じた場合は、均等割額があれば充当するという表現になっていましたが、国税である森林環境税を徴収することとなったため、充当するのではなく納税義務者が町長に納付を委託したものとみなすという表現になったこ

とによる改正です。第36条の3の2は、個人の町民税に係る扶養親族等申告書について、記載が簡素化されたことによる改正です。前回提出した記載内容に異動がない場合は、その旨記載した申告書を提出することができる旨の規定が追加されました。また、この追加により、この条の3項以降の規定において、項ずれに対応する改正を行います。3ページをお願いします。このページの第38条から8ページの第47条の6までは、森林環境税の徴収開始に伴う改正です。まず、第38条は、森林環境税を個人の町民税の均等割と合わせて賦課し徴収する旨の規定の追加です。第41条は、普通徴収の方法により徴収する個人の町民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する改正です。次のページ、4ページの第44条は、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正です。6ページをお願いします。第47条は、給与所得に係る特別徴収税額に過誤納金が生じた場合で、ほかに未納がある場合は納税義務者が町長に納付を委託したものとみなすということになったことによる改正です。先ほどの配当割額または株式等譲渡所得割額と同様に、国税である森林環境税を徴収することとなったため充当するのではなく、町長に納付を委託したものとみなすということになりました。次のページ、7ページの47条の2は、特別徴収の方法により徴収する公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正です。次のページ、8ページの第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額に過誤納金が生じた場合で、ほかに未納がある場合は納税義務者が町長に納付を委託したものとみなすということになったことによる改正です。先ほどの給与所得と同様です。9ページをお願いします。下の方の第82条です。道路交通法が改正され、新たに特定小型原動機付自転車として定義づけられた電動キックボードについて、軽自動車税種別割の税率を2,000円とする改正です。10ページをお願いします。附則第15条の2、第16条の2は、グリーン化特例に係る燃費基準などについて、不正を行った自動車メーカーに対し、不足額に加算する割合をアップさせたことによる改正です。なお、この改正条例は電動キックボードの税率を2,000円とする改正が令和5年7月1日から、森林環境税の徴収開始に伴う改正、不正を行った自動車メーカーに対して納税不足額に加算する割合をアップする改正が令和6年1月1日から、扶養親族等申告書の簡素化の改正が令和7年1月1日から、それぞれ施行されます。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

1ページの個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書というのが、第2項、新設されたんですけど、もう少し簡単に分かりやすく説明してください。3ページの森林環境税というのは、どういう趣旨で創設されたんですか。これ、幾らなんですか。これ見ると、

特別徴収、強制ということですね。それと、7ページの法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金、これはどういうお金なんですか。先ほど、執行君が説明してくれたんですけど、電動キックボードは免許要るんですか。非常に危険なもんなんですけどね、これ。外国じゃすごい規制されたあるんですけど、今。それから、10ページの一番上の輪距というのは何のことですか。以上です。

○議長（水谷育生君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私のほうから、森林環境税について申し上げます。これは、まず、森林環境税として2015年にフランスで開かれたCOP21で採択されたパリ協定というのがありまして、その枠組みの中のものとなってまして、温室効果ガスの排出削減の目標の達成や、災害の防止などを達成するために、2019年に法律が成立されたというふうになっておりまして、一応、使途というか目的が、例えば間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発と森林の整備の促進に関する施策に充てるために、それらに創設されたというふうになっております。予算上では、61万5,000円、今年度計上をさせております。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうから、まず、36条の3の2、扶養親族等申告書、これ簡潔にということなんです、サラリーマンの方であればイメージしやすいと思うんですが、秋ごろの年末調整のときに、私はこういう妻とか、子供とか扶養してますということでの届出をしているんですが、その届出書が前回に出している届出書と内容が変わらないのであれば、内容変わりませんという旨の簡単な様式に変わるという、そういう改正です。7ページ、市町村徴収関係過誤納金というものなんです、これは新たに定義されたものでして、個人の市町村民税に関する徴収金、そして、個人の県民税に関する徴収金、森林環境税に関する徴収金、これの例えば督促手数料とか、延滞金とかも含めた、そういうかかわる徴収金の過誤納金を合わせて、これらの三つの過誤納金を合わせて市町村徴収金関係過誤納金と定義されております。続いて、10ページ、輪距というものの定義なんです、こちら左右のタイヤの接地面の中心から中心、その間の距離のことをいうと定義されております。続いて、電動キックボード、これ今年の7月から道路交通法が改正されて変わるようで、特定小型電動機付自転車というものに区分される電動キックボードについては、運転免許は必要ありません。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

森林環境税というの、簡単に言うたら森林を保護するという目的で創設されたということなんですけども、メガソーラーは直ちにやめてほしいと僕は思うんやけど、森林あんなに破壊しといて、今度森林環境税取るという、これ非常に矛盾してあると思うんやけど、どう思いますか。メガソーラーはめちゃくちゃやらないですか、あれ。それと、結局、輪距というのは、トレッドということやね。車のトレッドやということやろ、違うの。その2点だけ。

○議長（水谷育生君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

メガソーラーについてですけども、実際、今、日本においてはエネルギーがすごい不足していると。自然エネルギーへの移行というのがすごい進んでいる、これももちろん問題はあると思います。ただ、このメガソーラー自体もやっぱり自然環境を破壊するという意味であれば、今の国の範囲でまた規制というのが必要になってくると思うんですけど、実際は自然エネルギーを利用するというのが、やっぱり名目上必要かなということで思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

輪距か、トレッドかどうかということなんですけど、申し訳ございません、私、片仮名はちょっと弱いもので、詳しい、そこは存じておりません。申し訳ございません。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

今回の改正は、森林環境税徴収が大きな一つの原因だということになってますが、これ、和歌山県独自の紀の国森づくり税というのは、今後どうなっていくんでしょうか、もし情報があれば教えていただきたい。後、これは質問ではなくて、今、この森林環境税の発端がフランスの環境会議って、これ実は途中経過なんですね。ご存じのとおり、発端は当時の本宮町長の中山町長が国に放置林の整備ということで国に提案をし、その次の泉町長が全国協議会の会長になって、一生懸命進めてきたということが大きな発端だと思いますが、もしこれも分かれば、ぜひ教えてください。

○議長（水谷育生君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうから、紀の国森づくり税についてなんですが、今のところどうこうなりますという情報はまだ入っておりません。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、議案第17号、太地町税条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号、太地町税条例の一部改正は原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第18号

○議長（水谷育生君）

日程第19 議案第18号、太地町立くじらの博物館条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

太地町立くじらの博物館条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。主な改正の内容は、入館料の改正、上級法である博物館法の改正に伴う改正、規定の整備に伴う改正、以上の3点です。新旧対照表をご覧ください。1ページ、第1条につきまして、博物館法第18条の規定に基づき、太地町立くじらの博物館を削り、目的である第3条と統合し、改正案のとおり改正いたしました。上級法である旧博物館法第18条では、公立博物館設置に関する規定が定められていましたが、地方自治法の第244条の2でも公の施設の設置が定められていることから、博物館法の改正で第18条が削られたためです。3ページをお願いします。第7条、入館料につきまして、大人、高校生以上1,500円を1,800円に、小中学生800円を900円に、くじら友の会、高校生以上年間3,000円を3,600円

に、くじら友の会、小中学生1,500円を1,800円に値上げしております。続きまして、太地町民高校生以上を200円としております。また、こちらの第7条第1項の改正につきましては。令和5年10月1日から施行するものとします。その他の改正につきましては、規定の整備でございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

再度、第1条を省く理由を再度すいませんけど、もう一度お願いします。削除されたとか言うんですけど、再度、その博物館法第18条に規定に基づき、太地町立くじらの博物館、以下博物館と言うということを削除した理由をお願いします。入館料のこと、このくじらの博物館の条例見たことないんやけど、悪いけど。4ページの幼児団体、幼稚園、保育園等が100円となつとるんですけど、別を取る必要ないんじゃないですか。町長らしいなと思うけど、何でもただ好きやのに、何でこれ100円取りやんのかなと思うんやけど。僕は、ただにしたたらええなと思うんやけど。それと、太地町民、高校生以上200円ということで、僕は太地町民は優待券があつたら僕無料やと思ってあつたんですけど、そうじゃないんですか。太地町民の今どういうふうになってあるのか、ちょっと知りたいんで説明をお願いします。この値上げによって、どのぐらいの増収を見込んでいるのか。以上です。

○議長（水谷育生君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

まず、旧博物館法の中で18条が削られたことについてご説明いたします。第18条では、公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとするものでございます。ですが、旧博物館法の制定後に定められた地方自治法第244条の2の規定において、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めることとなり、旧博物館法18条が地方自治法244条が規定されたことによって、その役割をもう既に終えているということで、今回博物館法の改正によって削られたというふうに理解しております。続きまして、幼児団体無料の理由につきましては、こちら平成29年4月1日から団体に関しては入館料をいただいております。今では、保護者同伴の幼児については無料なんですけれども、こういった団体の幼児につきましては、水道光熱費だったりとか、後は諸サービス、そういったことも少なからずかかってきますので、そういったことを少しでもということで今回お支払いいただいているというようなことで続けております。続きまして、太地町民は無料ではないかということなんですけれども、無料というふうには定めておりません。一般料金、大人の価格、小中学生の入館料金ありますが、それに付随してお友

達パスポートという優待券の制度を設けております。また、値上げによってどういうふう
に増収を見込んでいるかというところなんですけれども、大体客単価としましては、一人平均
200円の増額というのを考えております。例えば、今回10月1日から定めさせていただ
きたいと思っておりますが、この下半期に関しては、そういったことで年間13万人のお客
様が仮に入ったとして、大体1,000万円ぐらいの増収というのを考えております。以上
です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

太地町民は優待券があればただやと僕は思ったんですよ。それで、今聞いたら普通にお
金取つとるといような説明やったんですけども、優待券、もう今、どこに置いてあるかと
いうか、あるのかどうかも分からないですけど、それがあれば僕は町民はただかなと思っ
たんですけど、そうではないんですか。

○議長（水谷育生君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

まず、お友達パスポートについて、もう一度ご説明させていただきます。こちら、太地町
の1世帯に1枚配布され、ご友人、客人をお連れの際は本パスポートを窓口に掲載すること
により、所有する1世帯1名に限り無料にするというものです。後は、そのお友達パスポ
ートをもってきたお客様であったりとか、後は減免という対象で無料入館をさせていただく
ということになります。以上です。

○議長（水谷育生君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

お友達パスポートっていつ配布したんですか。僕は見たことないんですけど。町長、太地町
民はもうただにしたらどうですか、これ。どんなですか、太地町民って、そんなに来とるん
ですか。僕は、町民に来てもらって、博物館、太地町民に親しんでほしいというところで、た
だにしたたらええと思うんですけど、その町長の考え聞いておきたいと思います。とにか
く、お友達パスポートというのは、いつ発行されたんですか。ちょっと教えてください。

○議長（水谷育生君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

お友達パスポートは2013年7月から配布させていただいておりますが、その前に優待

券という形で全く同じ内容のものが町民さんに配られています。それは、もっともっと古くから配布されているものでございます。また、町民の利用人数に関しましては、全て把握しているわけでもありませんが、教育プログラムでの入館であったり、申告のあったものを累計すると、令和4年度で1,014名となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

太地町民の料金のことなんですけれども、以前から、町民に愛される博物館とか、みんなに知ってほしいとか、やっぱり誇りをもってこういう博物館があるということで無料にしたというのは、そういう思いは持ってるんですけれども、やはり、経営的なことも多少なりとも、経営のことに貢献していただきたいという思います。それで、今まで多少ばらつきがあったと思うんですけれども、今回、きちっと200円ということで定義させていただきました。当面、このような形でいかせていただきまして、また、将来的に経営状況を見ながら考えていきたいという思いますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

1ページの第1条の博物館法第18条、これ私確認したら、もう書き換えられているせいでと思うんですけど、もう自治体に関する定めというのが変わっておりますね、これをもう一回再確認したいと思います。今、18条は勧告及び命令ということになってますので、これはもう変わった後だということ。それから、3ページの入館料なんですけど、こういう大事な議論が前回の第1回定例会の予算審議の中では出てこないで、わずか3か月後にこういうものが出てくる、これは私はとても疑問なんですけど、この3か月間にあげざるを得なかった大きな理由というのも教えてください。以上です。

○議長（水谷育生君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

まず、旧博物館法の改正につきましては、おっしゃるとおり4月1日から改正されたもので、既に施行されているものでございます。続きまして、その改正時期に関してなんですけれども、そもそも物価高騰のあるときから博物館法の料金改正については、調査、検討と準備を進めておりました。また、そういった準備に関してもそれなりに時間がかかったということがまず一つでございます。後、この令和5年度の予算の執行状況なんですけれども、物価高騰といろいろ理由あつての料金改正ですが、それについて予算にも盛り込んでいるため、

至急そういったことがということではございません。ただ、こういった準備も進みまして、今回改正に至ったわけなんですけど、この10月1日から改正ということで、いろいろと今後物価高騰に対しては、まだ見通しが立たないところもあったりとか、後は運営上、10月1日から、例えば旅行業の交渉だったりというの半期ごとにあるんですけども、そういった商談の都合ですとか、繁忙期を終えてのこちらのシフトしていくというところで都合がいいということで、今回改正させていただきます。以上です。

○議長（水谷育生君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

第1回定例会で予算審議と、それから過去の決算、私の手元にあるのは令和3年なんですけど、決算を資料と見比べました。例えば、今問題になっている電気料の値上げ、令和5年の予算では1,500万円見込んでます。これが、令和3年の決算のときには947万6,154円ということは、かつ先月、5月22日、産経新聞には、関西電力の社長のプレス発表が出ておまして、関西電力においては電気料の値上げは慎重に検討しますということで、その後、値上げになってません、いまだに。なおかつ、一番最新の請求書見てもらえば分かりますけど、我々個人でもなぜか、これ分からないんですが、マイナスになっている部分もあります。それから、物価高騰とおっしゃいましたが、それにかかわってくる、大きくかかわってくるのは飼料の購入費だと思うんですが、これも予算は5,800万円みてます。令和3年度の決算状況は4,253万6,388円ですから、今言われている物価高騰が10%とか、15%というのは、この値上げというのは予算に私は反映されていると思います。それから、医療材料費、これも予算金額を見ると1,700万円予算計上しております。これも、令和3年度の実績でいくと1,496万4,931円ですから、これに関しても物価高騰を見込んで予算計上してるのではないかと私は理解、予算審議のときにはそう理解しておりました。だから、これで吸収できるものであると私は思っておりました。それから、主立った水族館の値上げ状況を調べました。江の島水族館が2020年4月1日に100円です。わずか100円値上げしております。今年度に入ってから、据え置きになっております。それから、アドベンチャーワールドは今年の4月1日に500円、これ金額は太地よりも大きく見えますが、もともと入場料そのものが何千円もしますんで、500円というのはパーセンテージにすると非常に低いです。それから、鴨川シーワールドも今年の4月10日に値上げしております。これも非常に率は低いです。太地町の場合は、予算審議以降に、予算では私は十分物価高騰を見込めると思って、その部分に関しては予測しておりましたが、この3か月間でそれ以上のどういう要因の変化があったのか。それから、なぜほかの主立った水族館に比べると値上げ率が高いのか。これは、あくまでも私の意見なんですけど、こうい

うふうに全国の水族館が値上げしているときこそ、太地の最大のチャンスだと思っております。もともと入館料がほかの水族館に比べると安いんですから、安くてなおかつ値上げをしなかったというのは非常にインセンティブが高くなると思いますので、むしろ戦略としてこれは据え置くべきじゃないかと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（水谷育生君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

まず、この3か月間のことで、全てこの増額と言いますか、値上げの改正を考えたわけではないということ、まず事前にご説明させていただきます。森岡議員おっしゃるとおり、令和3年度と4年度につきましては、電気代で言えば約700万円の増額、餌代に関しては約600万円の増額しております。こちらのほうを見越して、令和5年度の当初予算でも盛り込んでいますが、既にまた餌料会社から餌代の値上げに関しては交渉が既に始まっているような状況です。そういった今後の見通し、電気代だけではなくて、いろいろところで発生する物価高騰にも備えていかなければいけないというふうに考えております。後、水族館施設の全国的な値上げに関してなんですけど、私のほうも調査しておりまして、全てではないんですけども、大体150円から300円の値上げをしているところが50%以上ぐらいはあるのかなというふうに考えております、この数年で。その中で、大規模な水族館、中規模な水族館、小規模な水族館で分けて考えたところ、うちは中規模ぐらいに該当するかなと考えておりまして、そこでは同じように150円から300円の値上げがありまして、このサービスの内容等を含めて、今回300円の値上げが妥当というふうに考えさせていただきました。以上です。

○議長（水谷育生君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

第1回定例会でもほかの議員から質問が出ました。令和3年の決算のときに、管理未収入が6,016万2,264円、それから物品売払い代金未収入が2,200万円あると。これに関して、話し合いはしたかということ、ほかの議員が第1回定例会で質問して、まだしていませんということ。ゆめゆめ、この8,000万円にもあたる未収金がこの値上げの原因になってないのか。これは、もしそうだとしたらとても筋違いのことだと思いますが、それはこの未払金に関しては、この値上げ前にきちっとした回答を得てるでしょうか。

○議長（水谷育生君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

未収につきましては、上司ともご相談させていただいておりますが、今回の未収の件と料金改正のことに關しては全くの別として考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

反対いたします。今の答弁では、私は十分住民に答えることができないと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

賛成討論ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

原案に賛成いたします。私は、博物館は鯨、小型鯨類を売らないで経営してほしいと常々思っています。やっぱりそういうことをしないでやっていける博物館ということで、やっぱり値上げは仕方ないかなと、その辺思いますので、原案に賛成いたします。

○議長（水谷育生君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時39分

○議長（水谷育生君）

再開します。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。異議がありますので、本件は挙手によって採決します。議案第18号、太地町立くじらの博物館条例の一部改正は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（水谷育生君）

挙手多数です。したがって、議案第18号、太地町立くじらの博物館条例の一部改正は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（水谷育生君）

再開します。

△日程第20 議案第19号

○議長（水谷育生君）

日程第20 議案第19号、財産の取得の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

説明いたします。財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。内容としましては、塵芥収集車の購入となっております。契約の目的、塵芥収集車購入、入札の方法、指名競争入札、契約金額、824万8,700円、契約相手先、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満1丁目76、有限会社上松モータース、代表取締役、上松稔幸、以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

指名業者名とそれぞれの入札額をお願いします。執行調書があれば、後でほしいんやけど。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちら、指名は5者に指名しまして、社名のほうを申し上げます。那智自動車販売株式会社、有限会社上松モータース、有限会社汐見モータース、有限会社鈴森自動車、和歌山日野自動車株式会社新宮営業所となっております。こちら、入札していただいた会社が有限会社上松モータースで、こちら金額が824万8,700円、後、有限会社鈴森自動車が860万円となっております。ほか3者は入札がございませんでした。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、議案第19号、財産の取得の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号、財産の取得の件は原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第20号

○議長（水谷育生君）

日程第21 議案第20号、財産の無償貸付の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

ご説明いたします。本貸付は無償であるため、地方自治法第96条第1項第6号に定める適正な対価なくしてこれを貸付けることに該当するため、議会の議決を求めるものです。貸付財産は、旧紀陽銀行太地支店の建物及びその敷地です。貸付の相手方は、太地町漁業協同組合で、漁協の事務所として使用する予定です。貸付期間は令和10年3月31日までです。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

委員会で説明を受けてあるんですけども、議事録に入れておきたいと思うので、大体で、ざっとでいいので無償で貸付ける理由、それだけすいませんけどお願いします。

○議長（水谷育生君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

無償で貸付ける理由なんですが、現在の漁協の事務所、漁協スーパー前から事務所辺り、

あの辺のスーパーもあることもありまして、その前の駐車スペースなりとか、あの辺の交通事情が少しちょっと危険かなというところもありまして、あの辺を整備するのに漁協さんに空けていただきまして整備できるよう、漁協さんのご協力をもとにが前提の事業になりますので、公益的ということで無償で貸付ける次第であります。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

その漁協スーパーの前なんですけども、いろいろ聞いとるんですけども、まちの負担はないということで理解しといてよろしいですか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

特にございません。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、議案第20号、財産の無償貸付の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号、財産の無償貸付の件は原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第21号

○議長（水谷育生君）

日程第22 議案第21号、財産の無償貸付の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

ご説明いたします。本貸付は無償であるため、地方自治法第96条第1項第6号に定める適正な対価なくしてこれを貸付けることに該当するため、議会の議決を求めるものです。貸付財産は、旧紀陽銀行太地支店の建物内のATMコーナーの部分です。貸付の相手方は、株式会社紀陽銀行で、ATMサービスを継続していただきます。貸付期間は令和10年3月31日までです。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、議案第21号、財産の無償貸付の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号、財産の無償貸付の件は原案のとおり可決されました。

△日程第23 議案第22号

○議長（水谷育生君）

日程第23 議案第22号、町道路線の認定を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

町道路線の認定について説明いたします。本認定については、1ページ、調書の路線番号290の南通谷4号線の認定を行うものであります。認定の経緯としては、宅地分譲地内の私道として整備されたもので、令和4年1月19日に寄附により採納しますので、今回、町道として認定するものであります。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

先ほどちょっと説明聞いたんですけども、町道に認定するときになんか基準とかそういうのがありますか。それとも、この道路を寄附したいので町道として認定してくださいと言われた場合は、全て町道として認定するのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

寄附の採納に関しましては、一応、今回の件のところで言いますと、幅員が4メートルありまして、舗装圧も5センチ、側溝幅も300と、通常、町が整備するのと同等のもので整備されておりましたので、それで今回採納いたしました。そういったところを基準にほかのところに関しても見ていって、対応できるところは対応していただいて、採納するというのが一番なんですけども、状況により一応寄附の願いがあれば採納させていただいて、町道認定するかということに関しましては、先ほどの普通の道路の幅とか、その辺を規定はしてないんですけども、その辺を基準としまして認定させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

これから畑等を宅地にする場合、出てくると思うんですね。広いところであれば、やはり道路をつくったりということになると思うんです。それで、個人の道路としてやっぱり持っていくのが負担じゃないかなと思うので、そこら辺臨機応変に町道として認定できる部分であればしてあげてほしいなというように思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

そのような形で前向きに考えてさせていただきます。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

町道に認定するとき、前にも何回か指摘しておりますが、これ突っ込み道路、東京都とか横浜市の場合は条例をつくって、突っ込み道路の場合は途中あるいは末端に回転できるコーナーをつくるということを私道認定するとき既に指導しております。ということは、私

道でもそういう指導をしているわけですから、町道の場合は、ましてやそういうことをきっちり守るべきだと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

議員さんおっしゃられるとおり、その辺はあるんですけども、今回のケースとか、前回の議員さんからもご指摘あったところなんですけども、そういった回転場等を設けて受け取るのがということはあると思うんですけども、現地等、やはりそういった回転場を設けられないところ中にはあって、その辺でも住宅を建てたいとかというお話もありまして、そこについては、町道として認定することによって、一応、町の毛細血管のような役割を果たしますので、もちろんその認定するときに回転場等を設けるようにすればいいんですけども、なかなか全てそのように対応できるかどうかは、ちょっと難しいんですけども、前向きにどうか、取り組まさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

実は、東京都とか横浜市の場合は、こういう私道を都道だとか市道に指定する場合、いわゆる私道から頼みに来たわけです。頼みに来たんだからチャンスだということで、余計にその話し合いを進めてるんですよ。その辺のところはご指摘しておきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、議案第22号、町道路線の認定を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号、町道路線の認定は原案のとおり可決されました。

△日程第 2 4 議案第 2 3 号

○議長（水谷育生君）

日程第 2 4 議案第 2 3 号、令和 5 年度太地町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。1 ページをお願いします。この補正予算は、1 億 8, 535 万 1, 000 円を追加し、予算総額を 32 億 9, 697 万 2, 000 円とするものです。第 1 条にその旨規定しております。また、第 2 条に地方債の補正について規定しております。この補正予算は、人事異動による人件費の補正や追加事業などの補正です。主なものについてご説明いたします。8 ページをお願いします。衛生費国庫負担金として計上している新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、衛生費国庫補助金として計上している新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、どちらも 17 ページ、18 ページに計上しております、4 款、1 項、2 目、予防費の新型コロナウイルスのワクチン接種に係る事業の財源です。新型コロナのワクチン接種に係る事業は全額国庫負担です。総務費国庫補助金として計上している、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、15 ページに計上しております住民税非課税世帯等臨時特別支援事業、21 ページに計上しております商品券配布事業、新型コロナ対策の財源です。どちらの事業も全額国庫負担で行います。総務費国庫補助金として計上している社会資本整備総合交付金、自動運転車両運行事業分は、自動運転車両に係る電磁誘導線整備工事の財源です。国からの内示があり、当初予算計上額よりも少なかったため減額し、減額分を過疎債に振り替えます。土木費国庫補助金として計上している社会資本整備総合交付金、道路環境整備事業は、常渡線舗装繕工事の財源です。こちらも、国からの内示が当初予算計上額よりも少なかったため、減額分を過疎債に振り替えます。10 ページをお願いします。過疎債です。自動運転車両運行整備事業は、国庫補助からの振り替えと、今回の補正による増額です。こども園改修事業と太地漁港整備事業は、今回の補正による増額です。町道修繕事業は、国庫補助からの振替による増額です。12 ページをお願いします。真ん中下ほどの携帯用町全域航空写真作成業務委託料です。4 月末から 5 月にかけて、新宮・東牟婁市町村が合同で航空写真を撮影いたしましたので、現在の携帯用の航空写真を最新のものにつくり変えます。13 ページをお願いします。真ん中中ほどの大会議室空調設備取替工事です。先日、大会議室の空調が故

障し、カバーが落下いたしました。早急に対応したく計上するものです。その下の暖海地区東大長井側溝工事と暖海地区避難路整備工事です。太地葬祭さんあたりから多目的センター駐車場の擁壁へと続く行き止まりの道があるのですが、その行き止まりから多目的センター駐車場へと続く避難路がほしいと地域住民より要望がありました。津波対策として、早急に対応したく計上するものです。県のパワーアップ補助金を活用します。また、避難路設置のために現地確認をした際、多目的センター駐車場の擁壁の一部に側溝がなく、側溝から出る雨水が下の土に垂れ流しとなっていることが分かりました。近隣には住宅もあり、衛生的にもよくないことから、早急に対応したく側溝工事も計上いたします。一番下の電磁誘導線整備工事は、資材の高騰により予算が不足したため計上するものです。16ページをお願いします。こども園費のプール窓改修工事は、こども園の換気の強化を図りたく計上するものです。過疎債を活用します。18ページをお願いします。一番下の無停電電源装置です。清掃センターの無停電電源装置が老朽化し、いつ故障してもおかしくない状況であることが分かりました。もし故障すれば、停電時に電気供給ができなくなり、清掃センターの蓄積データが消失いたします。そのため、早急に対応したく計上するものです。20ページをお願いします。一番下の向嶋船揚場附帯施設整備工事です。ウインチ小屋を整備したく計上するものです。過疎債を活用します。22ページをお願いします。一番下の電柱等移設補償金です。土井釣具店から奥に入ったところの空き家を令和4年度に取り壊しいたしましたが、その空き家に隣接する道にNTTの電柱があり、道路幅を狭めている状態となっております。その電柱を空き家を取り壊してできたスペースに移設することにより、道路状況を改善したく計上するものです。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

12ページの共済費、町長職員共済組合負担金が5,000円の減ということで説明をお願いします。携帯用町全域航空写真作成業務、これ携帯って携帯で見れるんですか。携帯で見れるのかどうかをちょっと。13ページの先ほどちょっと説明あったけど分からないので、暖海地区の避難路、これはどこからどこ言ったかな。それから、電磁誘導線整備工事、ここどこを通るんですか。それも全然分からんので説明をお願いします。15ページの委託料、下から2番目の太地町多目的センター指定管理委託料の88万円の増ということで説明をお願いします。それから、その下の住民税非課税世帯等臨時特別支援事業というのはどういう事業なのか。16ページのこども園の収納庫設置工事、18ページの清掃総務費の情報処理端末及び集積ソフト更新業務委託料、29万6,000円。それから、向嶋船揚場附帯施設、ウインチの小屋を建てるということなんですけども、これウインチはあるんですか、もう。

古い、どっかのあの辺にウインチあるんですか。500万円のウインチ小屋いうたら、結構ええ小屋やなと思うんですけども。それから、21ページが一番上の商品券配布事業というのはどういうことをするのか。また、太地でしか使えやんのですか。22ページの土木総務費の一番下の13節の入札参加資格審査申請システム利用料というのと、23ページの消防施設費、ドライブレコーダー2台分ということで、2台9万8,000円というたら、どえらいええんかなと思うんやけど、僕のは2万円ぐらいやったけど。それから、25ページの予備費、この予備費を1億1,325万1,000円ということなんですけど、こんなにいつも予備費はとってたものかなという、ちょっと記憶がないので、貯金したらええのになと思うんですけども、このぐらいの予備費をいつもとってたのか、その説明をお願いします。以上です。

○議長（水谷育生君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

私のほうからは、12ページをお願いします。中ほど4節、共済費の町長さんの共済負担金の減ですけども、負担金率の減ということで、この負担金の率がいろいろ年齢とか、ランクで分かれているところがありまして、今回、町長さんのところの率は下がったということで今回の減額となっております。13ページの防災諸費、暖海地区避難路の工事の場所、どこからどこだということですけども、多目的センターの擁壁法面ということで、ちょうど太地葬祭さんの正面と言ったらよろしいでしょうか、擁壁法面見えるんですけども、そこに擁壁に階段、多目的まで続くようなコンクリートの階段を取りつけると、そういう予定しております。ちょっと飛ぶんですけども、23ページをお願いいたします。一番下の消防施設費、ドライブレコーダー2台分ということで、こちら救急車、今2台あるんですけども、こちらへの搭載を予定しております。私からは以上です。

○議長（水谷育生君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私から12ページ、携帯用町全域航空写真作成業務委託料です。こちらは携帯電話とかそういうので見れるということではなくて、航空写真、実際、町全域の航空写真を見るとき、かなりの大きいものになるんですが、それを分割して折り畳んで持ち運びできるようなものになります。出張とかどこかへ行った際にそちらを持ち運んで太地のことを説明するのに便利などで活用したいと思います。先に25ページの予備費についてなんですけど、これ例年、前年度に余った現金、現金をもちろん議員おっしゃるように積み立ては行ってるんですけど、翌年度に何かしらいろいろな支出が生じてきます。特に、国、県への還付金というか、

一旦精算した上でこちらが払い戻しを行わないといけないとか、そういうケースとかも出てきますので、何があるか分からないので、念のため繰越金として大体1億円から1億数千万円を目途に繰越金を計上しております。その計上した繰越金も踏まえて、そのときにあげる出の補正予算、その余りの分がここへあがってきますので、年度年度において多かたり少なかったりはするとは思いますが、その予備費を確保するというよりは、どちらかと言ったら繰越金の額の大小で左右されるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私のほうからは、まず、21ページの商工費にあります商品券のところの説明させていただきます。これは、令和4年度にも1万2,000円、5,000円、3,000円として住民の方にお配りしたんですけども、令和5年度につきましても、同じように今回5,000円、住民の方対象にお配りします。事業者につきましても、太地町内の事業者を中心に考えております。前は、確か椰さんであったり、なわさんであったり、太地町にゆかりのある業者さんも入っていただいたということで、同じようなことを踏襲していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。後もう一つが、22ページ、すいません、入札参加資格の審査システムの利用料なんですけども、こちらにつきましても、これまで入札参加システムというのはなくて、紙ベースで申請を受けておったんです。令和3年度からは、2年に1回の申請になったんですけども、令和5年度から一応システムを用いた申請ができるということでやっております。これの使用料が年間9万9,000円ということで、これ当初にあげ忘れておりました、すいません、ここで計上させていただいております。以上です。

○議長（水谷育生君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

私のほうからは、13ページの電磁誘導線の整備工事について、ルートはどこなのかということについてお答えいたします。ルートにつきましては、太地町多目的センターを出発します。その後、町道山手線に向け坂を下ります。坂を下りまして左折、その後、すぐに右折のほうをいたしまして、つるのクリーニング店前を通過いたします。つるのクリーニング店を通過後右折しまして、太地葬祭やすらぎの郷を通過します。その後、藤本そろばん屋前を通過しまして、ゲートボール場に向いて左折のほうをいたします。ゲートボール場から暖海公園に向いて県道を横断いたします。横断後すぐに左折、坂下建築倉庫前を通過し、すぐに右折のほうをいたします。その後、塾をしていた平賀先生の前を通過しまして右折、和穂歯科附近の道路を走行いたします。和穂歯科附近の道路を白鯨に向いて直進、白鯨には入らず

左折しまして、その後、県道梶取崎線に進入いたします。暖海本通りを直進、役場まで走行のほうをいたします。役場からは、令和4年度に整備いたしました誘導線を使って漁協スーパーまで走行し、民宿庄司に向け右折のほうをいたします。民宿庄司前から、令和4年度と同様にルートを使いまして坂野医院。坂野医院から由谷課長のご実家前まで、令和4年度に整備した誘導線を使い走行のほうをいたします。次に、由谷課長のご実家前より、議長さんの自宅附近道路を走行しまして、元の細野商店前にて一旦停止、左折しまして町道山手線を直進いたします。町道山手線を直進いたしまして、元の山本製材所前を通過、そのまま直進しまして、県道梶取崎線に左折、進入いたします。県道に進入した後、太地葬祭、増田散髪屋さん前を通過のほうをいたしまして、太地町多目的センターに向け左折し、周回する約3.2キロのコースとなっております。昨年整備しました、令和4年度のルートを1.2キロ使いまして、このたび新設するルートは2キロになってございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

15ページをお願いいたします。こちら、多目的センター指定管理委託料でございしますが、こちらはセンターの入り口の自動ドアが不具合ございまして、こちらの修繕費を支出するものでございます。その下の町民税非課税世帯等臨時特例支援事業ということで、こちらは住民税の非課税世帯に対して、1世帯につき3万円の給付を行うものでございます。こちら見込みとしまして620世帯を見込んでおります。18ページをお願いいたします。こちらは清掃費の情報処理端末及び集積ソフト更新業務委託料でございしますが、こちらはごみ収集量などの管理する端末とソフトの更新を行うものなんですけれども、こちらは当初予算で予算を確保させていただいてたんですけども、こちら見積もり時点より資材等の価格が高騰してきておりまして、そちらの差額を今回補正させていただくものでございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

16ページの工事請負費の収納庫設置工事なんですけれども、当初予算で収納庫の備品購入費を計上しておりました。いざ実際、それを買おうとしたら、実は附帯工事費が含まれてないことが分かったので、今回ちょっとあげさせていただきました。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

20ページお願いいたします。向嶋船揚場附帯施設整備工事についてですけども、こちら

なんですけども、現在、ウインチはございますが、老朽化しておりまして、今回の船揚場の整備に合わせまして、ウインチも改修したいということで、そのウインチ、改修で設置させてもらって、その上屋のウインチ小屋を整備する費用となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

16ページの工事請負費、プール建設工事費ですね。これ説明は聞いたんですけども、当初建てるときにこども園が相当な金額で建てられたと思うんです。経過を見てみますと、毎年、毎年、いろいろな工事が出てきているということなんですけれども、これは当初からそういうことを想定して設計されたのか。また、コロナの感染症のためって言われるかも分かりませんが、子供の感染症というのはコロナだけではないと思うんですよ、いろいろな感染症がある。だから、そういうことも踏まえて、やはり設計に反映していくべきではなかったかなというように思うんですけども、そこら辺はいかがですか。次に、17ページなんですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種、これは住民の皆さんにまだワクチンを接種するのか。もしそうであれば、5類になってワクチンを接種して無償化というのはどうなのかなって、これは国の施策かも分かりませんが、そこら辺の見解を聞いてみたいというように思います。そして後、21ページの商品券、これは住民の方も町内の小売店の方も非常に喜んでたと思います。ただ、やはり支払いがもう少し簡素化して、なるべく短期間の間に業者に支払いをしてほしいというような話も聞いてますんで、そこら辺でできるだけ速やかにしていただいたらというように思いますので、よろしく願います。以上です。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

すいません、こども園のことにつきましては、確かにそのとおりでございます。あそこ、当初運動場の倉庫を建てたら風で吹き飛ばされたとか、そういうのがあって、ちょっとまた設計上考えてたのとまた違うような状況になったりしてて、それでちょっと改修に費用をかけさせていただいてます。今回、またプール窓の改修につきましても、換気をもっとよりよくしたいという園側のほうからの要望がありましたので、ちょっとお願いした次第です。以上です。

○議長（水谷育生君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

商品券の支払いにつきましては、極力早く支払えるように努力してまいります。以上です。

○議長（水谷育生君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

17ページからの予防費のコロナのワクチン接種の件なんですけども、これは住民に接種するものです。5類にはなったんですけども、5年度末まではコロナのワクチン接種をすることになっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

13ページの自動運転、これいつから始めるんですか。15ページの住民税非課税世帯、620世帯と言ったんですか、非課税世帯が。太地どのぐらい世帯あるんですか。半分ぐらい非課税、そうでもないのか。20ページの向嶋の船揚場のウインチ小屋ということで、これウインチの修理代も含まれるということですか。先ほどの非課税世帯の、これいつごろ行う予定ですか。それから、商品券もいつごろ配布の予定なのか。この予備費の1億1,000万円というのは、僕何か工事費が増えてきたかなと思って、すぐ出せるようにここへ置いとくんかなと思ったんですけど、そうでもないんですね。以上です。

○議長（水谷育生君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

13ページの電磁誘導線整備工事に係る運行開始時期について、答弁のほうをいたします。現在のところ、大体秋ごろ、9月から11月の間に試運転という形で運行のほうを開始してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

私のほうから、20ページの向嶋船揚場附帯施設整備工事の件についてですけども、ウインチについては、修理ではなく更新させていただきます。というのも、今回、大敷さんの船、今まで船揚げしてなかったんですけども、そちらのほうも上架したいということで、ウインチも大きいものにちょっと能力をアップさせていただくため、ウインチ更新させていただきます。取り替えになります。ウインチの更新の費用は、令和4年度で計上しております。8,000万円、向嶋船揚場施設改修工事のほうで計上させていただいております。以上です。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

15ページの非課税世帯の給付金の件なんですけれども、こちら町内世帯が1,554世帯になります。大体4割近くになるかと思います。こちら、いつごろということなんですけれども、この予算議決いただきましたら、早急に準備を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私のほうは、商品券の配布日なんですけれども、現在、7月9日で何とかできないかなというところで準備を進めたいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうからは予備費です。予備費については、先ほど申しましたように、いろいろなケースに対応するため計上しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

何で、20ページのそのウインチ小屋の500万円、何でこの時期に出てくるの。その8,000万円に、そのとき計算しやなんだん。何で今ごろ500万円の補正が出てくるの。それちょっと説明してほしいな。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

当初、8,000万円予算計上させていただいた中に、もちろんウインチ小屋とかも入れている、事業費の中には見込んでおったんですけれども、船揚場の事業費のほう大きくなってきたのと、また、ウインチの費用も当初見込んでたよりも増えてしまいまして、今回、ウインチ小屋のほうがちよっとその中ではやりくりちよっと難しくなりまして、ウインチも外へ雨ざらしするわけにもいきませんので、今回計上させていただきました。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

13ページの説明の一番下の電磁誘導線整備工事、これ前回工事するときに工事車両が何か関東の遠方のナンバーの車だったもんですから、住民から、森岡さんあんなの近所の施工会社に頼んだらもっと安ういくん違うかって聞かれたんですが、これやっぱり特殊な技術が要る、この近隣ではできないような特殊な工事になるんでしょうか。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

こちらは、自動運転技術というのが余り普及、今現在普及中なんですけども、やはり、施行されている業者さんというのが限られております。前回、工事発注させていただいたときには、一般競争入札やらせていただいて、広く公募を募ったんですけども、一般競争入札で取っていただいた業者さんが関東圏の業者さんで、その業者さんがいろいろノウハウをお持ちだったので落札いただいた次第で、後、誘導線を入れる機械、そちらもおっしゃるようにここら辺でも舗装カッターはあるんですけども、ちょっと太めの誘導線入れるための5ミリぐらいの線を入れるということで、普通のカッターとは違いますので、その辺ノウハウを持った業者さんが施工していただいたという感じになっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、議案第23号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△日程第25 議案第24号

○議長（水谷育生君）

日程第25 議案第24号、令和5年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第1号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(水谷育生君)

説明をお願いします。山下産業建設課長。

○産業建設課長(山下真一君)

令和5年度太地町都市計画公共下水道事業補正予算(第1号)について説明いたします。1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ139万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,234万4,000円と定めております。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。6ページをお願いします。5款、1項、1目、繰越金は、前年度繰越金、139万1,000円でございます。4年度の収支により計上しております。7ページをお願いします。3款、1項、1目、予備費は、歳入と同額の139万1,000円でございます。以上です。

○議長(水谷育生君)

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

討論を終わります。これから、議案第24号、令和5年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

異議なしと認めます。したがって、議案第24号、令和5年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

△日程第26 議案第25号

○議長(水谷育生君)

日程第26 議案第25号、令和5年度企業会計太地町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(水谷育生君)

説明を願います。脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

令和5年度太地町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。1ページをお願いします。令和5年度太地町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しております。1款、水道事業費用、8,108万円から66万円を減額し、8,042万円としております。これは、人事異動による人件費の補正となっております。その下の職員給与費、75万円8,000円減額となっております。これは、6月支給の賞与につきましては、一部を前年度の費用として賞与引当金を取り崩して支給しますので、予算額と職員給与費に差額が生じております。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから、議案第25号、令和5年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号、令和5年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△日程第27 議員派遣の件

○議長（水谷育生君）

日程第27 議員派遣の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

○事務局長（漁野チエミ君）

議員派遣の件。令和5年6月14日、本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。記1、令和5年度和歌山県町村議会全議員研修会、主催、和歌山県町村議会議長会。1、目的、議会議員としての資質の向上に資するため。2、派遣場所、伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2454、かつらぎ総合文化会館「あじさいホール」。3、期間、令和5年8月4日（金）の1日間。4、派

遣議員、全議員。

○議長（水谷育生君）

質疑を行います。質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

かつらぎ町、ここ被害受けてないですか、あじさいホールって、5月10日のあれになってあるけど。大丈夫なんですか。

○議長（水谷育生君）

事務局長。

○事務局長（漁野チエミ君）

県議長会のほうからは、特にそういった連絡は来ておりません。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。なお、諸般の事情により、変更する場合は議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。これから、議員派遣の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。3時より再開します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 3時00分

○議長（水谷育生君）

再開します。お諮りします。ただいま各常任委員長より、閉会中の継続調査の申出があります。これを日程に追加し、追加日程第1として各常任委員会の閉会中の継続調査の申出の

件を議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長より、閉会中の継続調査の申出の件を日程に追加し、追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とすることに決定いたしました。

△追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（水谷育生君）

追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。各常任委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第28 一般質問

○議長（水谷育生君）

日程28、一般質問を行います。筋師光博君ほか、4名の諸君より通告がなされております。順番に発言を許可いたします。8番、筋師光博君。

○8番（筋師光博君）

それでは、通告に従って一問一答で質問いたします。過去10年間の新築個人住宅の着工数から平見地区の宅地化が明らかでございますが、令和4年3月第1回定例会で都市計画について一般質問があり、その中で平見地区の都市計画として、道路計画で町長は10年以内に太地中学校まで大型バスが入れるように整備できないかという内容の答弁をされておりましたが、1年経過して今どのような状況であるのかお伺いします。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

そこにつきましては、昭和45年に都市計画道路が計画決定されているところであります。その辺で都市計画道路を整備する観点から、現道拡幅や線形の見直しについても検討を

しておりますが、用地の関係で難しい状況となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

今後10年間、10年先に向かってどのように計画を進める予定であるのかお伺いします。

○議長（水谷育生君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

この前議会で発言したとおり、半分以上が今、平見へ上がろうとしております。これまで道が狭くて基幹道路がなかなか整備できていなかった。全体的にこれから10年で大きく平見の交通体系を変えたいなと思っております。今、陳情してるのが、将来、高速道路が八尺鏡野にできます。そこからまっすぐ平見、防災道路として着工できないかと県に対して相談を持ちかけております。その基幹道路がもしできたら、相手があることで買収となかなか難しい、隣のまちのことですから難しい面もありますが、県は返事は悪くありません。前の知事さんも全力をあげてやりたいということでありましたし、今度の担当者なんかもそれを前向きにとらえて今やってくれております。私自身は、その基幹道路を10年以内にある程度できないかと、それだったら平見から下に降りてこなくて勝浦や串本まで行けると。将来、庁舎の移転もありますが、小学校に庁舎を移転したらどうかという考えもありましたが、海水が上がってきて今の小学校のところでもぎりぎりのようになってくるわけですね。議会が決めることですが、将来的に平見に庁舎を移していいのか、どこにするのかというのは、また決めてもらわないといけない判断になりますが、そういう平見にもそういう庁舎を建てたときの道路網がどうなのかという、場所的にも。そういうことも含めて、今、土地の交渉もしております。中学校までの道は、私がどうしてもやりたくて、町長になってから何度もやったんですが、なかなか磯田さんとか、羽山さんに直接話もいたしましたが、前向きな返事はしてくれるんですけど、なかなか買収には応じてくれないところがあります。どういう方法がいいのか、まだ検討がつきませんが、できるだけそういうところに大型バスが通れるように10年以内にしたいということに何ら変わりはなく、そのための努力をしていかなければならないと、今も一生懸命やっているところであります。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

その一般質問の中で、産業建設課から道路幅員の確保については、条例制定以外の手法もあると思いますので、その点も踏まえて検討させていただければと思いますとの答弁があり

ましたが、その後、1年経過した中、どのような進捗状況であるのかお伺いします。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

現在、その辺につきましては、都市計画道路の見直しも踏まえ検討はしております。ただ、都市計画道路を整備するに至りましても、昭和45年に整備された、計画決定されたもので、幅員も12メートルというような幅員となっております。そういった中から現道拡幅、また、線形の見直しについて検討はいたしておるんですけども、やはり、用地の問題等でちょっとなかなか現実的に進捗というのができてない状態にあります。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

少しでも成果が出るように切に願っております。さて、時々ニュースなどで登下校時に児童生徒が交通事故にあったということを見聞きしますが、本町においてそのような事例が確認されているのか、教育委員会にお伺いします。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

現在のところ、そういう事例は届いておりません。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

いま一度、教育委員会にお伺いします。小中学校の通学路指定はされていますか。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

小学校、中学校それぞれ指定しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

その通学路において、交通事故、大規模災害に対応した安全確認はされていますか。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

学校と、また教育委員会、産業建設課でそれぞれ行っております。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

その通学路において、安全対策はとっておりますか。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

横断歩道、小学校の横断歩道に黄色い旗を置いたり、また、学校の先生方で指導委員の方が街頭で啓発して、交通安全の啓蒙をしていただいております。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

それでは、産業建設課において、通学路の安全性について、何か認識されていることはありますか。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

町内通学路、学生が通行する場所狭いところもあると思います。その辺は、やはり歩道等の整備というのはされてない状態なので、道路と並行して歩いているような状態にはなっておりますので、ただ、町民の方は狭い道なので、ある程度通学時間帯は徐行したりしていただけてるのかなと思うのと、また、県道においては、県の施策にはなるんですけども、東新集会所のところ、あそこの横断歩道のところを黄色に今塗っていただいておりますけども、あちらその通学路ということでありまして、横断歩道あるという明示を黄色で塗っていただいている状況で、線形の拡幅とか、そういうことについてはできてないんですけど、そういった面で安全対策というふうに図れてるのかなと思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

私は去年の11月8日に社会福祉協議会主催の福祉学習に参加しまして、小学校6年生5名、そして地域の人たち8名の計13名で小学校附近の避難路を歩いてきました。特に6年生は、高齢者の抱える課題、疑似体験しながら避難し、その後、参加者全員で意見交換会を

行い、率直な意見も多数あり、私自身、団関係者として有意義な時間を共有させていただき、大変感謝しております。その中で、学生自身もまちの人たちを守りたいと思う強い気持ちに私自身も感銘し、いま一度努力するよう叱咤激励されているような気持ちであります。本当に、子供はまちの宝であり、誇りに思います。それでは、いま一度確認します。町道本浦燈明崎5号線の平見公園手前四つ角、略して四つ角と表現しますが、ここより太地中学校までは通学路に指定されているのか、教育委員会にお伺いします。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

通学路になってます。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

その通学路についてご質問します。私は月、この四つ角で通学時に交通指導をしております。この四つ角から中学校向きのすぐにある二股交差点付近で、過去少し危険を感じたことが何回かありました。本町の通学路として安全性が担保されているのかどうか。また、どのように認識されているのか、同じく教育委員会にお聞きします。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

そこを利用する学生、中学校の学生を主に、啓発活動をするとともに、中学校の先生方が目視する限り結構な頻度で朝の登校時に安全確認していただいていると思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

現在の道路の幅員から、ガードレールの設置は困難であると思いますが、産業建設課の見解をお伺いします。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

今おっしゃられた、歩行者を守るためのガードレール、そういった設置は幅員からしても難しいと考えます。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

何かある前に、事前の対策が必要であると思い提案させていただきます。道路幅員を拡張し、ガードレールを設置することに時間が必要であるならば、プランAとして、通学路を変更する。また、プランBとして通学バスを運行する。ただし、このプランについては基礎体力の低下が懸念されますが、この二つのプランを提案したいと思います。この道路計画については、なるべく早い段階で進めていただきたいと思いますと考えております。なお、本町としていいプランがあれば、それに越したことはないと思っております。このことを提案し、質問を終わります。

○議長（水谷育生君）

筋師光博君の質問を終わります。次に、三原勝利君。

○7番（三原勝利君）

座ったまま失礼します。

デジタル行政についてという大きな問題の提起をしたんですけど、その集約された一つの形として、マイナンバーカードの発行が進められておりまして、現在、国の段階でも各自自治体からいろんな問題点が提起されて、このマイナンバーの取扱い方法について、やはり問題点が出てきているんじゃないかと。太地町では、そういう指摘されたような問題点が起こっていないかというのが1点。それから、マイナンバーカードというのは、私認識不足で失礼なんですけど、年齢的に18歳以下、ゼロ歳までの子供に対しては、どういう提供をされているかという点が2点目。それから、それらに対するいろんな事故、トラブル、そういった問題について、県、国からの指導、あるいはそれを受けた町内での協議、そういったものがされているかどうか。この3点について、一応お伺いしておきたいと思えます。次に、AI、チャットGPT、教育についてという疑問を出しているわけなんですけど、このチャットGPTというのは、これからの問題で、ヨーロッパあたりではかなり進んだ形でこれが進められておりまして、教育界においても学校教師が大いにこれを利用しながら、また、生徒もオンラインなんかが進んでくると、生徒サイドからこういった問題についていろんな提起がされていると言われております。伺うところによりますと、日本はまだ具体的にそこに進んでいないということなんですけど、教育委員会あたりでこういった問題について、どういう見解をもっておられるか、この点についてお伺いしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（水谷育生君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

私のほうからは、マイナンバーカードの取扱いということでご回答させていただきたいと思います。こちら、今、口座の紐づけとか、保険証の紐づけとかで、ちょっと他人のというところで、そういう事例が発生しているということなんですけれども、太地町のほうでは確認はとれておりません。今のところは発生していないと考えております。後、こちらのほうは国、県のほうから何かしらの働きかけがあるのかという点につきましても、特段ございません。そういう事例が発生したら、報告をくださいというところの連絡のみです。後、年齢的な発行はどうかということなんですけれども、こちらはゼロ歳から、生まれた時点でご申請をいただければ、発行するような形になります。以上です。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

A I に関しましては、パソコンとかスマートフォンにも積んでおまして、予測変換などで使用されているものです。使う人は、より多く変換とか検索かけると、それをどんどん蓄積していった学習して答えを出してくるというのがA I の機能の一部となっております。チャットGPTは、また、それプラスされてインターネット上にあるいろんな情報をもとにして求めた人の答えを出してくるというのがチャットGPTというふうなシステムになってます。太地小学校、中学校では、両方ともチャットGPTの利用はしておりません。また、チャットGPTの利用が13歳以上が使えますよということになってまして、18歳未満に関しましては保護者の許可が必要と利用規約に書かれているということなので、現在においては、太地町の教育委員会としては使う予定はございません。今後、文部科学省のほうからの通達では、夏休みまでにある一定の方針を文部科学省として出したいということの通達は来ております。以上です。

○7番（三原勝利君）

総括質疑ですから、総括答弁をいただいて結構だと思います。ほとんどが、何かが起こればそれを受けて立つと、受けて立つ段階で。

○議長（水谷育生君）

指名してからお願いします。7番、三原勝利君。答弁漏れありませんか。

○7番（三原勝利君）

はい、答弁漏れは特にないんですけれども、総括的な質問ですので、総括的な問題点を指摘して、それぞれの答えをいただくか。それについて、これから考えていただくという点をお願いしておきたいと思います。先ほど来、マイナンバーについては、いろいろと質問いたしましたが、これらについても、問題が起これば一応それに対応する。また、使うほうの使

い方の問題があると、デジタル庁あたりはかなり使う側に問題を押しつけているようなところあるんですけども、それらを含めて積極的に問題点が起これば、町でも担当課でもこの問題について住民が困らないような、先、先手を打った指導、そういったものをお願いしておきたいと思います。それから、チャットGPTですけども、これは私も分からないんですけど、非常に大きな進行が現在あって、産業においても、政治においてもこの問題が一つの大きな問題を提起しながら、よくも悪くも進行しているという状態を伺っております。小さなまちですから、こういった問題に直接対応するという姿勢が必要かどうかにつきましては、それぞれの担当課について考えていただいたら結構だと思いますので、私の質問については、それを含めてお願いするというわけにはいきません。質問ですから、それについてのお答えをまた次の機会にいただきたいと思います。関連して、一つだけ、今まであった印象に残っている話があるんです。これは、三軒町長が就任した就任式で、町長は住民の皆さん、特に高齢者の気持ちを皆さん掴んでいるかどうかと、1軒1軒、一人一人回って、それらの方の気持ちを十分汲んだ上で行政に活かしてほしいという意見を申されてるのが、私非常に印象に残っております。デジタルとか、あるいはチャットとか、いろんな問題点が進行する中で、人間と人間の間の暖かさというのが、やっぱり失われつつあるんじゃないかと。特に、太地町はそういうことは少ないですけども、やはりそういったものを思い出しながら行政を進めさせていただきたいと、担当に無理なお願いですけどもお願いをして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（水谷育生君）

三原勝利君の質問を終わります。

△散 会

○議長（水谷育生君）

本日はこれで散会いたします。明日午前9時より引き続き、一般質問を行いますので、ご参集願います。

散会 午後 3時26分

太地町議会議長 水谷 育生

太地町議会議員 海野 好詔

太地町議会議員 久原 拓美